

松山広域都市計画地区計画の変更（東温市決定）

平成28年5月31日 東温市告示第112号

都市計画 川内工業団地南地区 地区計画を次のように決定する。

名		称		川内工業団地南地区 地区計画	
位		置		東温市南方の一部	
面		積		約9.9ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		流通業務施設とのネットワークを図り広域交通体系を活かした工業地区として位置づけ、地区計画により、内陸型工業団地として相応しい環境整備を進め、都市的土地利用を図る。		
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針		周辺の優良農地や集落地に配慮しながら、川内工業団地と整合した土地利用を図り、一体的な工業地の形成を図る。周辺優良農地への環境配慮と川内工業団地との土地利用の連担した道路整備を図る。周辺優良農地や集落地と調和し、川内工業団地と連担した一体的な工業地の形成を図るため、建築物の用途等を制限する。		
地区整備計画	地区施設の配置および規模		道路	区画道路1号線 (幅員9.0m、延長290m) 区画道路2号線 (幅員9.0m、延長170m) 区画道路3号線 (幅員6.0m、延長40m) 区画道路4号線 (幅員4.0m、延長230m)	
	地区の区分	地区の名称	川内工業団地南地区		
		地区の面積	約9.9ha		
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第10項の規定による制限のほか次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。 1. 住宅 2. 建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げる兼用住宅 3. 建築基準法別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. ホテル、旅館 5. 劇場、映画館、演劇場又は観覧場 6. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7. 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの	

		建築物の形態または意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁及び屋根の色彩は、周囲の自然的景観と調和したものとし、色彩の対比及び調和の効果に十分配慮したものとする。</p> <p>2. 看板、広告塔等の屋外広告物を設ける場合、色彩は刺激的な色を避け、周辺環境や街並みとの調和に配慮したものとする。</p>
	土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地区を形成するため、沿道緑化、屋上緑化及び壁面緑化など敷地内の緑化に努める。
備 考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

川内工業団地南地区は、川内工業団地の南側に面しており、地区の東側及び南側は優良農地が広がっている。

本地区は、四国縦貫自動車道川内ICに近接して利便性が高いことから、既に流通業務施設が立地している地域で、工業団地に隣接していることから、既存企業による民間開発が進行している。周辺では、開発・生産の技術、高い品質を誇る中小規模の製造業が息づいており、流通業務施設とのネットワークを図り広域交通体系を活かした工業地区として位置づけ、地区計画により、内陸型工業団地として相応しい環境整備を進め、都市的土地利用を図る。